

第21回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年3月22日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年3月22日（火）午前10時00分から午前11時03分
2. 開催場所 壬生町役場 第2会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
川嶋敏雄 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第6 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第7 議案第1号 非農地証明願の件について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第9 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第10 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 農地利用最適化推進委員の報酬月額増額の件について
壬生町農業委員会処務規程の一部改正について
農業委員会・事務局長会議の内容について
農業委員会親睦会・旅行積立・全国農業新聞会計 収支状況中間報告
令和3年度全国農業新聞普及推進記念品について
事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子 農地調整係長 宇賀神 尚、

主任 齋藤純一

7. 会議の概要

令和4年3月22日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻を過ぎましたので、第21回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりませんので、定足数に達しております。
本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 みなさんこんにちは。足元の悪い中、農業委員さん全員の出席と推進委員の川嶋さんに出席をいただきまして誠にありがとうございます。天気も急に冬に逆戻りした感じですが、3月に入りまして気温の高い日が続きましたが、急に今日、明日が寒いということで、体調の方十分気を付けていただきたいと思います。
毎日明るいニュースがなくて、3月16日には地震がありまして、東北の宮城、福島の方は、大きな被害が出ていまして、被災された方々には改めてお見舞いを申し上げたいと思います。
また、ロシア・ウクライナ問題、停戦が見えない状態です。何を目的にしているのか分かりませんが、日本の農業も4月以降、資材関係での影響がでて、25%ほど値が上がってしまうようです。早く平和な状況に戻してもらいたいものです。
また、今日、町長選・町議選が告示となりまして、どこの事務所もコロナの影響で大変な選挙だと思いますが、壬生町を明るくするような議員さんに出ていただければと思います。
今日は、こんな天気でもございますし、コロナ禍でもありますので、皆様のご協力をいただきまして、スムーズな総会にしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)
- 議長 それでは、3番 高橋 敏男 委員、4番 大関 孝男 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡 主幹と宇賀神係長を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

2月28日(月) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神 尚係長が出席いたしました。

3月15日(火) 農地法第4条・第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室と現地で行われ、篠原正明職務代理、早乙女誠農業委員、川嶋敏雄推進委員、癸生川悦亮推進委員。事務局より宇賀神 尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。3月4日、金曜日締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (上町) 自作地 99㍓

譲受人 _____ (上町) 自作地 352㍓ 借受地 1186㍓

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 866㎡

売買による所有権移転 100,000円 稼動 3人

第2項

譲渡人 _____ (北原) 自作地 257㍓

譲受人 _____ (北原) 自作地 597㍓

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 5659㎡

売買による所有権移転 850,000円 稼動 4人

以上、第1項から第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号第1項について説明いたします。

去る3月17日に私と大橋好一農業委員、青木幸一推進委員の3名で確認をいたしました。今回は譲受人の_____さんが青木幸一さんに一任するという事で、立会人と譲受人の責任者という事で、3人で確認してまいりました。

チェックシートに基づき確認しましたが、何ら問題が生ずる恐れがないものと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る3月15日に譲受人、_____氏の父、_____氏立ち

会いのもと、大関孝男農業委員とともに現地調査を行いました。すべての項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れもなく、地域との調和を目指しておりました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書3ページ、議案第2号 農地法第4号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。3月4日、金曜日の締切り時点で1件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

申請人_____ (助谷原)

(土地の表示)

壬生町大字_____	田	1 6 7 m ²
壬生町大字_____	畑	1 5 m ²
壬生町大字_____	田	1 5 5 m ²
	合計	3 3 7 m ²

住宅敷地拡張を目的とした転用になっております。

この申請につきましては、平成22年に申請人の自宅の東側の県道、ファナック通りになりますが、拡幅工事により住宅敷地の一部が道路として取用され車庫や物置等の移転が当時必要になりました。

_____さんに農地法の認識がなく、また土木事務所からも農転の許可を取るようという指示もなかったという事で、許可を得ずに隣接する農地の一部を車庫や通路として転用してしまっている状況です。

車庫等については、どうしても日常生活に必要な物であり、取り壊すことが困

難であるため、違反状態の是正として今回農地転用の追認許可申請に至っております。

この後、5条の第3項案件が、____さんの子供が当該地の隣接地に分家住宅を建築するための転用許可申請になります。その件で相談があった際、違反転用を発見し是正について調整してきた状況です。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の5番 篠原 正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、3月15日 私と早乙女 誠委員、川嶋敏雄推進委員、癸生川悦亮推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神 尚係長、齋藤純一主任の7名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項の案件についてご報告します。

申請地はファナック壬生工場から _____ mに位置する農地で、立地基準は第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人自宅東側の県道拡幅工事により、自宅敷地の一部が道路として収用され、既存の車庫や物置等を移転せざるを得ない状況となり、自宅西側に隣接する当該地の転用に至っております。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、既存農家住宅の1,000㎡を超えない敷地拡張であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページ、議案第3号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。3月4日、金曜日の締切り時点で3件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (東下台)

譲受人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 221㎡

資材置場 売買による所有権移転

第2項

貸人 _____ (助谷)

借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 174㎡

自己用住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第3項

貸人 _____ (助谷原)

借人 _____ (助谷原)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 453㎡

自己用住宅敷地 35年間の使用貸借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の5番 篠原 正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ3月15日に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項の案件についてご報告します。

申請地は、壬生高校から_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、_____を営んでおりますが、受注増加や事業拡大に伴い、資材置場や重機等の保管場所を新たに探していたとのことです。申請地と北側に隣接する山林・宅地を合わせて利用することで、資材置場等として十分な面積を確保でき、事務所からの距離も近いことから最適地として選定し、今回の申請に至ったとのことです。事業資金_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可であります。事業総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため、不許可の例外規定「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合」に該当するため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は、壬生北小学校から_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、宇都宮市内のアパートで生活していますが、今後の家族計画を考え、戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親の面倒を見る必要があることから、実家の隣接地である当該地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済みしております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地はファナック壬生工場から_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、実家にて生活していますが、結婚が決まり、現在の住まいでは手狭になることから、戸建住宅の建築を計画しました。将来、両親の面倒を見ることや、子育ての面から、実家の隣接地である当該地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済みしております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書5ページ、議案第4号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。3月4日金曜日の締切り時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (上田)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 1 6 0 m ²
壬生町大字 _____	畑	2 2 8 m ²
.....	合計	1 3 8 8 m ²

申請地は平成30年6月20日付で資材置場として一時転用許可を受けておりますが、東西に隣接する雑種地に比べて地面が低く、雨水等が流れ込んでしまうことから、地面を高くする必要があり、盛土を施工してしまっております。しかしながら資材置場としての事業計画に盛土の施工が含まれておらず、変更許可も取っていないことから、違反転用の状況となっております。本来であれば現状復旧させるところですが、現実的に困難な状況であり、違反状態を是正すべく事

業計画変更の追認許可申請を出させることに至っております。
説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る3月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の5番 篠原 正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原 正明 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第4条・第5条の現地調査と同じ3月15日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地はたちばな幼稚園から_____mに位置し、農振農用地になります。

こちらの案件につきましては、平成30年6月20日付で資材置場のための一時転用の許可を受けています。申請地は東西に隣接する雑種地に比べ地面が低く、雨水等が流れ込んでしまうため地面を嵩上げする必要があることから、盛土の施工を目的とした事業計画変更申請になります。盛土施工後は、農地の状態に復旧して事業完了となる旨を厳重に指導し、借借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

この、議案書に載っている許可日の当初と、変更2回の中身なのですが、何回も現地確認して、芳しくない場所なんですよ。1回目の変更、2回目の変更の理由を再確認したいのですが。

●事務局 宇賀神農地調整係長

1回目と2回目の変更の内容については、その土地に水路があったのですが、もともとの水路が使えない状態になってしまって、おそらく図面で言いますと_____番あたりに水路があったのが、実際に使えない状態なので_____の右の方に流れるのが実質今使われている水路の状況となっていたため、公図上は左側が水路となっていたのを、廃止して払い下げを受けて、右側の水路を町に寄付するという手続きを取って、もともと両隣の雑種地に太陽光パネルを設置するための資材置

場だったのですが、水路の付け替えが終わらないために、パネルの設置ができなくて2回延長した状況と聞いています。

●2番 大橋 好一 委員

水路の変更というのは、付け替えとか、そういう手続きの方法はあるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

町の建設課の所管になるのですが、そこで手続きが取れるという事であれば、古い水路の方は払い下げで買って、新しく設置する水路の方は町に寄付するという手続きが取れる場合があって、今回それが取れたという事です。

●2番 大橋 好一 委員

この場所は見に行ったことがあるけど、変なところで、あまり人目につかないとか、いつのまにかかなり地形が変わっていたという感じの所なんだよね。

地元の人はその水路に、問題はないのかな。変更になったという事は問題ないのだろうけど。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そこがクリアされないと建設課も許可を出さないし、その方向で進めさせないので、その辺は問題ないのだろうと思います。

●2番 大橋 好一 委員

その南にある田んぼというのは、この水路は利用してないですよ。水路であっても地図上の水路であって、実際は水路の状態ではないんですよ。水が流れている状態ではなかったと思いますよ。

その下の水田は改良区かなんかだと思いますが、問題がなければいいんじゃないんですか。

○議長 水路は利用してなかったですよ。利用できる水路じゃなかったね。下の田んぼは井戸水か何かじゃないですかね。

○議長 よろしいですか。他にございますか。

1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

今の関連ですけど、今回の申請は期限がないという事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

期限がないというのではなく、追認の形ですので、もうすでにやっちゃっているものなので、いつまでにという許可ではなくて、やったことに関する事業計画の

内容の変更ですので、期間的なことは今回は関係ないです。

- 1番 刀川 正己 委員
じゃ、このまま

- 事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね、復元で、土の状態が残土を入れている状態で現地調査の際にも、委員さんにも指導していただいたのですが、最初はかき回して土の状態を見たのですが、かき回しても中から砂利が出てきてしまって、だからもう上から黒土を多少かぶせて、畑に見える状態にしてもらうことで完了とするという事で、4月、5月中に完了させるように現地調査の時に指導してきたところです。

- 5番 篠原 正明 委員

調査委員会で見ただけでは、二つあるのですが、一つは残土の撤去。もう一つはさっき言われたように石が目立つ。大きい石ではないのですが農地としてはどうかな。作れないこともないけど、黒土を10センチ位かぶせる。それを条件にして調査委員会としては許可やむなしという事になりましたけれど。

- 2番 大橋 好一 委員
期限というのは5月ごろ。

- 事務局 宇賀神農地調整係長

2月の時に農振除外の申請が出てきて、次回の農振除外の申請が6月になるものですから、農振除外を進めるわけではないのですが、一応5月末を目途に復元を完了させるという事で話はしてあります。

- 2番 大橋 好一 委員

指導的な面からも、結果の確認というのは必要ですね。農振除外の調査の時に確認するか、5条の調査の時に確認するか、どちらにしても、確認をいつやるからと話して、そのとおり必ずやってもらう。追認して許可したからいい、ではなくて、結果を見るという事で、ある程度方向性を決めておいた方がいいと思います。

- 議長 次の現地調査の時も回って、見させてもらいましょう。

- 2番 大橋 好一 委員
これだけ何回もやっているから、見ていない委員はいないですよ。

- 議長 場所は、わかっていますよね。

- 議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6 議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第5号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書7ページのとおり、2件、2筆、面積合計が9,587㎡となっております。

次に8ページ、9ページの利用権の新規・使用賃借権分について、2件、19筆、面積合計が22,172㎡となっております。

次に議案書10ページのとおり、利用権の再設定・賃借権分について、2件、2筆、面積合計が4,084㎡となっております。

次に議案書11ページの一括方式の、新規・賃借権分について、6件、10筆、面積合計が38,412㎡となっております。

次に12ページ、13ページのとおり、一括方式の、新規・使用賃借権分について、8件、16筆、面積合計が13,916㎡となっております。

次に議案書14ページ、所有権移転分について、5件、10筆、面積合計が11,214㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

あと、お配りしているこの表なのですが、先月の総会で高橋委員から所有権移転分については利用権設定というのはちょっとふさわしくないのではないかとご指摘を受けまして、農政課に話をし、確かに利用権というのは貸し借りなので、今回

から、利用権の設定等各筆明細という事でタイトルを変えました。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第7 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の15ページに2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

去る2月9日に中川推進委員と現地調査をいたしました。昭和50年頃から不耕作地で雑地となっていました。現在は隣接居住者が宅地利用をしているため農地復元は困難であるという事で確認をいたしました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (2項案件について報告)

第2項案件について、去る2月23日に、私と清水正美推進委員と業者の方で確認いたしました。20年以上隣接宅地と一体利用していることを確認しました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員

確認なんですけど、この方は先ほどの議案第3号の2項で申請のあった人と同じ人なんですか？字が違うのですが。単なる間違いかな。

●事務局 宇賀神農地調整係長

同じ人で、今回5条の転用にあたって、家屋が、農地で宅地利用してしまって20年が経過した土地でありましたので、そこを分筆させて、違反部分については非農地証明の手続きを取らせた同じ案件であります。

●2番 大橋 好一 委員

_____さんの「裕」という字が「寛」なのかどうか。どっちが正しいのか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

「寛」の方が正しいです。申し訳ありません。

○議長 他にございますか。それでは発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから19ページに9件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取

得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に「その他」について事務局からお願いします。

●局長 ・農地利用最適化推進委員の報酬月額増額の件について（説明）
・壬生町農業委員会処務規程の一部改正について（説明）

●事務局 宇賀神農地調整係長
・3月1日の農業委員会事務局長会議の内容（説明）
「農業委員会による最適化活動の推進等について」

●事務局 岡主幹

○壬生町農業委員会親睦会・旅行積立・全国農業新聞会計収支状況中間報告について

添付書類による（出納簿・通帳等のコピー）確認

○令和3年度全国農業新聞普及推進記念品について

「昨年度は現金だった。今年度も昨年度と同じでよいか」→「昨年と同様で」

○事務連絡

・令和3年度全国農業新聞全国表彰及び令和4年度情報提供活動推進会議等についての報告

*普及拡張特別優秀農業委員会（農家戸数対比普及率の部）

壬生町農業委員会 全国第10位

*情報活動特別功労賞（購読者確保上位）

第1位 梁島源智 会長

第2位 篠原正明 職務代理

*令和4年度情報提供活動推進会議（伝達式）

令和4年5月30日（月）東京都 ホテル椿山荘東京

・農地斡旋により借り手・買い手が見つかった農地の件

鈴木進吉推進委員・大橋好一農業委員のご尽力

・活動記録簿の提出について

事務局からは以上です。

○議長 ただいまの説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 ここで、神永経済部長よりご挨拶があります。

●部長 神永経済部長

定年による退職のあいさつ

○議長 続きまして、人見農政課長

●課長 人見農政課長
定期異動によるあいさつ

○議長 ありがとうございました。以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に、委員からご発言はありますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第21回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前11時03分閉会】

会 長 梁 島 源 智

3 番 高 橋 敏 男

4 番 大 関 孝 男